

大分市物品等供給契約に係る一般競争入札実施要領

1 趣旨

この要領は、本市が発注する物品の買入れ、物件の借入れ及び製造の請負（工事の請負を除く。）の契約（以下「物品等供給契約」という。）に係る一般競争入札の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象案件

この要領による一般競争入札の対象となる物品等供給契約（以下「対象案件」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 設計金額（単価について設計金額を定めた場合にあっては、予定数量によって算定される当該契約に基づく予定支出総額をいう。以下同じ。）が1,000万円以上であるもの。ただし、大分市物品等供給契約入札参加者等指名審査会規程（平成8年大分市訓令第4号）の規定により設置される大分市物品等供給契約入札参加者等指名審査会（以下「指名審査会」という。）が、その内容、規模等によりこの要領による一般競争入札に付することが適当でないと認めたものを除く。
- (2) 設計金額が1,000万円未満であって、契約担当者が、その内容、規模等によりこの要領による一般競争入札に付することが適当であると認めたもの

3 競争参加資格

この要領による一般競争入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 大分市物品等供給契約に係る入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置の関する要領（平成21年大分市告示第553号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号）に基づく排除措置期間中でないこと。
- (5) 入札予定日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規

定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。

(7) その他第5項に規定する競争参加資格委員会又は契約担当者が必要と認める事項を満たしていること。

4 競争参加資格の決定

競争参加資格については、対象案件ごとに次項に規定する競争参加資格委員会で決定する。ただし、設計金額が2,000万円未満の対象案件については、契約担当者が決定することができる。

5 競争参加資格委員会

(1) 次に掲げる事項を決定し、又は審査するため、競争参加資格委員会（以下「資格委員会」という。）を設置する。ただし、ア及びイに掲げる事項については、設計金額が2,000万円未満の対象案件を除く。

ア 競争参加資格に関する事項

イ 入札参加者の競争参加資格の有無の確認

ウ その他必要と認める事項

(2) 資格委員会の委員長は、指名審査会の会長を、委員は指名審査会の委員をもって充てる。

6 入札の公告等

(1) 契約担当者は、対象案件を一般競争入札に付そうとするときは、大分市契約事務規則（昭和39年大分市規則第12号。以下「規則」という。）第25条の規定に基づき、公告するものとする。

(2) 前号の公告は、標準入札公告の例によるものとする。

7 仕様書等の閲覧

(1) 対象案件の仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）は、契約監理課長が定める場所において閲覧に供するものとする。

(2) 前号の閲覧は、原則として前項の公告を行った後速やかに開始するものとし、開札日の前日（その日が大分市の休日を定める条例（平成元年大分市条例第13号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）まで行うものとする。

(3) 仕様書等に対する質問書の提出があった場合は、その質問に対する回答書を閲覧に供するものとする。

(4) 質問書の提出は、契約監理課に持参することにより行うものとする。

- (5) 質問書の提出期間は、原則として、仕様書等の閲覧を開始した日の翌日から開札日の5日（休日を除く。）前までとする。
- (6) 質問に対する回答書の閲覧は契約監理課において行い、原則として前号の質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して2日（休日を除く。）後までに開始し、開札日の前日をもって終了するものとする。

8 競争入札参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

- (1) 契約担当者は、競争参加資格の有無を確認するため、入札への参加を希望する者から所定の期限までに、公告に示した競争入札参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び競争参加資格を確認する資料（以下「資料」という。）の提出を求めるものとする。
- (2) 前号の期限までに申請書及び資料を提出しない者又は契約担当者が競争参加資格がないと認める者は、当該入札に参加することができないものとする。
なお、契約担当者が競争参加資格がないと認める者に対しては、競争入札参加資格不適合通知書（様式第2号）を送付するものとする。

9 開札

- (1) 開札は、第6項の規定により公告した日時に行い、入札に参加した者（以下「入札参加者」という。）のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって入札した者を落札候補者として決定するものとする。
- (2) 開札の結果、入札参加者のうち落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定するものとする。

10 落札者の決定等

- (1) 契約担当者は、前項の規定による開札を行った後、落札候補者について、競争参加資格の有無の確認を行うものとする。
- (2) 契約担当者は、前号の規定により落札候補者が競争参加資格を有すると確認したときは、確認した日をもって当該落札候補者を落札者として決定するものとする。ただし、契約担当者は、当該競争参加資格を有しないと確認したときは、当該落札候補者を除いて予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をし、かつ、競争参加資格を有する者を落札者として決定するものとする。
- (3) 第1号の規定により競争参加資格を有しないと確認された者が行った入札については、これを無効とし、競争入札参加資格不適合通知書を送付するものとする。
- (4) 落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内に行うものとする。
- (5) 契約担当者は、第1号の規定による確認を行う場合において、競争参加資格に疑義がある場合は、資格委員会の審査に付すものとする。
- (6) 契約担当者は、落札者を決定したときは、速やかに落札者に対し、その旨を通知するとともに、大分市物品等供給契約に係る入札結果等の公表に関する要綱（平成8

年大分市告示第 3 0 5 号) に基づき当該入札結果を公表するものとする。

1 1 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、前項第 3 号の規定による通知を受けた日の翌日から起算して 7 日（休日を除く。）以内に、契約担当者に対して書面を持参することによりその説明を求めることができる。
- (2) 契約担当者は、前号の説明を求められたときは、資格委員会の議を経た上で、同号に規定する期間の最終日の翌日から起算して 8 日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- (3) 契約担当者は、説明を求めた者に競争参加資格があると認められる場合は、前項第 3 号の規定による通知を取り消し、前号の規定による回答と併せて、改めて競争参加資格のある旨の通知を行うものとする。この場合においては、資格委員会の議を経るものとする。

1 2 開札の中止又は延期

契約担当者は、一般競争入札において、不正行為その他事業の推進に著しく支障を来たした場合は、開札を中止し、又は延期することができる。

1 3 契約の保証

- (1) 落札者は、物品等供給契約を締結するに当たり、規則第 6 条に定めるところにより契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の契約保証金を納めなければならない。
- (2) 落札者が、規則第 7 条第 2 号に該当する場合は、契約保証金の全部を免除するものとする。

1 4 入札の無効

規則第 3 2 条第 1 号から第 7 号まで又は第 1 0 号の規定によるほか、公告に示した競争参加資格のない者又は資料に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

1 5 その他

この要領に定めるもののほか、対象案件に係る一般競争入札の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 2 0 年 6 月 1 日から施行し、同日以後に公告する入札について適用する。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行し、同日以後に公告する入札について適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に公告する入札について適用する。

様式第 1 号

競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

大分市長 殿

申請者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

(Tel _____ Fax _____)

年 月 日付けで公告のあった _____
に係る競争参加資格について確認されたく、次の書類を添えて申し込みます。
なお、提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

1 競争参加資格確認資料

競争入札参加資格不適合通知書

年 月 日

殿

契約担当者

印

先に申請のあった下記の件について、競争参加資格を審査した結果、競争参加資格がないことを確認しました。よって、貴社(殿)は、本件入札に参加できません。

記

- 1 件 名
- 2 開札日時
- 3 理 由

(注)

- 1 本通知を受理した方は、当職に対して参加資格がないと認めた理由について、説明を求めることができます。
- 2 この説明を求める場合は、年 月 日までに大分市まで、その旨を記載した書類を提出してください。

競争入札参加資格不適合通知書

年 月 日

殿

契約担当者

印

先に申請のあった下記の件について、競争参加資格を審査した結果、競争参加資格がないことを確認しました。よって、貴社（殿）が行った入札は、無効となります。

記

- 1 件 名
- 2 開札日時
- 3 理 由

（注）

- 1 本通知を受理した方は、当職に対して参加資格がないと認めた理由について、説明を求めることができます。
- 2 この説明を求める場合は、年 月 日までに大分市まで、その旨を記載した書類を提出してください。

